



鳥取県公報

平成 28 年 11 月 15 日(火)
第 8 8 5 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (681) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (682) (〃) 2
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (683) (東部福祉保健事務所) 2
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (684) (〃) 2
	大規模小売店舗の新設の届出 (685) (企業支援課) 3
	大規模小売店舗に関する承継の届出 (686) (〃) 4
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (687) (西部総合事務所福祉保健局) 4
	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (688) (会計指導課) 5
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (689) (〃) 5
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (38) 5

告 示

鳥取県告示第681号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年11月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定訪問看護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション の名称	訪問看護ステーション の所在地	指定年月日
株式会社つむぎ	鳥取市行徳一丁目312	訪問看護ステーション つむぎ	鳥取市行徳一丁目312	平成28年10月 28日

鳥取県告示第682号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年11月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	廃 止 年 月 日
医療法人 竹内医院	米子市祇園町二丁目100-4	平成28年8月31日
医療法人社団 梶谷医院	米子市大崎3035	平成28年9月30日
ますだ歯科医院	鳥取市古海654-2	〃

鳥取県告示第683号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年11月15日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人橋本外科医院	医療法人橋本外科医院	鳥取市大杵204-3	平成28年11月 1日	平成28年11月 1日	訪問看護

鳥取県告示第684号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年11月15日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人橋本外科医院	医療法人橋本外科医院	鳥取市大杵204-3	平成28年11月1日	平成28年11月1日	介護予防訪問看護

鳥取県告示第685号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年11月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）トライアル鳥取叶店 鳥取市叶字道ノ下153-1ほか
- 2 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡県福岡市東区多の津一丁目12-2
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡県福岡市東区多の津一丁目12-2
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成29年7月3日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,116平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 収容台数 178台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 収容台数 56台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 面積 154平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 容量 24.8立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
終日
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
終日
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
ア 出入口の数 2か所
イ 位置 9の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
終日
- 8 届出年月日

平成28年11月2日

9 縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類

10 縦覧に供する期間

平成28年11月15日から4月間

11 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

12 意見書の提出

大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第686号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年11月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 承継された大規模小売店舗の名称及び所在地

米子駅前ショッピングセンター 米子市末広町311

2 承継された店舗面積

16,193平方メートル

3 承継をする前に届出をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名

米子駅前開発株式会社 米子市加茂町一丁目1 代表取締役 野坂 康夫

4 承継をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名

米子市 米子市加茂町一丁目1 米子市長 野坂 康夫

5 承継があった年月日

平成28年2月29日

6 届出年月日

平成28年11月2日

7 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の承継届出書及びその添付書類

8 縦覧に供する期間

平成28年11月15日から4月間

9 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課

鳥取県告示第687号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成28年11月15日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社和香	米子市東福原六丁目12-50	ほのかケア	米子市東福原六丁目12-50	就労継続支援B型	平成28年11月7日

鳥取県告示第688号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成28年11月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

廃止年月日	住所	名称
平成28年9月30日	倉吉市八屋223-1	有限会社牧田酒店 代表取締役 牧田 恵三

鳥取県告示第689号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成28年11月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
643	有限会社花風車 代表取締役 佐野美代子	名称	ポプラ日野根雨店	ローソン・ポプラ日野根雨店	平成28年11月11日

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第38号**

平成28年第11回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成28年11月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成28年11月21日（月） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 平成27年分政治団体収支報告書の概要について
 - (2) その他